

スクールバス運行業務委託仕様書

1 目的

このスクールバス（以下「バス」という。）は、児童生徒の通学を支援するとともに、保護者の送迎に係る負担軽減を図るため、佐賀県立金立特別支援学校（以下「学校」という。）において運行するものである。

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 運行区間

佐賀県立金立特別支援学校から諸富文化体育館まで
下記13のバス乗降場所及び発着時刻参照

4 運行見込日数

令和8年4月6日から令和9年3月24日までのうち、197日程度
（詳細は、別添スクールバス年間運行予定表による）

5 変更・中止

(1) 運行日の変更

学校が運行日を変更する際は、1週間前までに受託者に連絡する。

(2) 運行時刻の変更

登校時 学校は始発時刻の1時間前までに受託者に連絡する。

下校時 学校は学校を出発しようとする時刻の1時間前までに受託者に連絡する。

(3) 運行の中止

学校は当日午前6時半までに受託者に連絡する。

6 委託業務内容

(1) バスの運行

ア 登下校時の児童生徒の送迎輸送

(2) 介助業務

ア 学校等に対する車内からの電話連絡

イ 乗車人数の確認

ウ 乗降時の介助（安全ベルトの装着、脱着を含む）

エ 走行中の車内介助及び安全確認

（姿勢保持、健康状態等子どもの様子の確認）

オ 嘔吐物・排泄漏れ等の処理及び清掃

カ バスの誘導

キ 走行状況（交通渋滞、遅延等）についての学校への連絡

ク 研修（緊急時の連絡対応等、学校又は県教育委員会が実施する研修への参加を含む）

(3) 緊急時の対応

- ア 故障・事故等が発生した場合は、児童生徒の安全を確認した後、速やかに学校に連絡し、その指示によるものとする。
- イ 地震・風水害等の自然災害時における運行については、速やかに学校に連絡し、その指示によるものとする。
- ウ 運行中、児童生徒の体調の変化があった時は、学校の指示に従い対応する。状況によっては救急車の手配を行い、事後処理について学校に連絡する。

7 運行車両

- (1) 車両仕様は、中型バスと同等以上もの、かつ、スロープ付き（リフト車両含む）とする。
- (2) 座席の前後の間隔が 25～30cm 程度あり、リクライニングが可能であること。
- (3) 座席数は、添乗員席を含み 10 席以上あること。ただし、補助席は除く。
- (4) 座席は、チャイルドシート、カーシートの設置が可能で、かつ、設置した状態でシートベルトが着用でき、必要があれば延長用のベルトを設置すること。
- (5) 車いすスペースが 2 台以上あり、車いす固定装置及び固定ベルト等により車いすの固定ができること。
- (6) バスの運行に係る連絡等のため携帯電話を設置する。また、設置した携帯電話で常に連絡が取れる状態を維持し、必要に応じて対応すること。
- (7) バスの保管場所は、受託者が準備した場所とする。
- (8) 乗車・降車時に児童生徒の所在確認が確実に行われるようにするため、こども家庭庁が公開している「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト」に掲載された安全装置を装備すること。

8 乗務員

- (1) 受託者は、添乗員 1 人、運転手 1 人を配置する。
- (2) 添乗員は、乗降の介助・確認、児童生徒の見守り、担任・保護者への引渡し、緊急時の連絡等を主な業務とする。
- (3) 乗務員は、運行業務の職責の意識を高めるとともに、障害のある児童生徒への理解を深めその人権を尊重し、業務を円滑に遂行できるよう、契約締結後から運行開始まで及びその後必要に応じて県教育委員会等が実施する研修を受講する。また、児童生徒の置き去り等の事故が発生しないように、登校時における学校着及び下校時における最終乗降場所において、すべての児童生徒が降車したことを 1 席ずつ一番後ろの席まで確認すること。また、置き去り等の有無について都度学校へ報告すること。

9 委託契約に含まれる経費

- (1) 乗務員の雇用及びこれに伴う一切の費用
- (2) 車内介助、嘔吐物・排泄漏れ等の処理及び清掃に要する一切の費用
- (3) 修理費用
- (4) 燃料代
- (5) 車両の故障、事故、整備期間等の代替輸送に要する費用
- (6) 任意保険（対人・対物、搭乗者、無保険車傷害補償）の加入に要する費用

10 請求及び支払

受託者は当月分について翌月に学校へ請求書を提出し、学校は適法な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

11 運行状況報告

受託者は、毎月月末に当該月の運行状況を取りまとめ、翌月初めまでに学校へ報告すること。

12 その他

- (1) 運行に際して必要な法規上の手続きを行うこと。
- (2) 故障・事故時の代替輸送を迅速に行うこと。
- (3) 使用する車両の車検証の写しを学校へ提出すること。
- (4) 契約締結日から安全装置を装備するまでの間、または車検や事故等により、安全装置を装備した車両が一時的に運行できない場合には、代替措置を講じること。
(例：運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に児童生徒の所在確認を行ったことを記録する書面を備える等)
- (5) 人権尊重と安全・安心確保の観点から児童・生徒への対応に問題が確認された場合には、乗務員または運転手の交代に対応できること。

13 バス乗降場所と発着時刻（予定）

登校		下校	
バス乗降場所	発着時刻	バス乗降場所	発着時刻
1 諸富文化体育館	7：20発	1 学校	15：10発
2 ドンキー薬局	7：40発	2 アバンセ	15：25発
3 サンカクヤ	8：00発	3 サンカクヤ	15：45発
4 アバンセ	8：20発	4 ドンキー薬局	15：55発
5 学校	8：40着	5 諸富文化体育館	16：15着